

実務対応報告公開草案第9号「種類株式の貸借対照表価額に関する

実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成 15 年 3 月 3 日
日本公認会計士協会

このたび公表されました上記公開草案に対する当協会としての意見を以下のとおり申し上げます。

1. 種類株式の定義と適用範囲について

- (1) 本公開草案においては、種類株式の定義が示されておらず、また、本公開草案が対象とする種類株式の範囲が明確にされていないため、種類株式の定義を示した上で、本公開草案が対象としている範囲を明確にすべきである。

(注) 商法上の、いわゆる種類株式には、数種の株式(第 222 条)、転換予約権付株式(第 222 条ノ 2 から第 222 条ノ 7)及び強制転換条項付株式(第 222 条ノ 8 から第 222 条ノ 10)が含まれ、また、数種の株式には、優先株式、劣後株式、特定事業連動株式(いわゆるトラッキング・ストック)、償還株式などが含まれると解されている。

これらの株式を総称して種類株式と呼ぶのが一般的かどうかについては、慎重な判断が必要と思われる(「特種の株式」と呼ぶ商法学者もいる。)

- (2) 商法第 222 条ノ 3 でいう転換予約権付株式又は同法第 222 条ノ 9 でいう強制転換条項付株式については、その転換が確実に見込まれる場合、転換されたものとみなして会計処理を行うべきかどうかについて明確にするべきである。

2. 債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式について(Q 1)

数種の株式うち、「利益又ハ利息ノ配当」や「利益ヲ以テスル株式ノ消却」等の事項が組み合わされて発行されるもの(例えば、配当優先株式やトラッキング・ストックは、償還株式にするのが通常とされている。)で、一定の時期に一定額で償還されることが確実に見込めるものについては、その株式の内容にかかわらず、債券と同様の性格を持つ種類株式に分類されると解されるため、そのことを明確にすべきである。

3. 市場価格のある種類株式について(Q 2 A (1))

Q 2 の A (1)において、市場価格のある株式として取り扱う例として、「(例えば、現時点で保有者によって市場価格のある普通株式に転換請求が可能であって、イン・ザ・マナーの状態にある場合)」を挙げている。しかし、この例示には次の 2 つの問題がある。

- (1) アウト・オブ・ザ・マナーの状態の場合に市場価格のない株式として取り扱われるのは、そのような株式は市場で売買される可能性が低いため、合理的に算定された価

額があっても時価評価の対象としないとする取扱いに準じたものと考えられる。しかし、同じ種類株式について、普通株式の時価の変動に応じて、市場価格のある株式となったり、市場価格のない株式になったりするのは実務的ではない。

- (2) 本公開草案におけるイン・ザ・マネーという表現が、具体的にどのような状況を想定しているのか不明瞭である。例えば、一つは、普通株式に転換した場合の評価額が種類株式の実質価額を上回った場合がイン・ザ・マネーの状態と解釈される。しかし、イン・ザ・マネーの場合にのみ時価評価対象となることとの平仄を考えると、普通株式に転換した場合の評価額が種類株式の取得価額を上回った場合をイン・ザ・マネーと表現しているとも解釈し得る。後者のように理解しないと、普通株式の株価が上昇しても、種類株式の評価額は下落するケースが生じることがある。反面、このように定義した場合には、取得価額が異なる保有者がいると、同一の種類株式について、保有者によって「市場価格のある」場合と「市場価格のない」場合が生ずるという別の問題が生じる。

上記の諸問題を考慮して、当協会は「(例えば、現時点で保有者によって市場価格のある普通株式に転換請求が可能であって、イン・ザ・マネーの状態にある場合)」という括弧書きの例示を削除することを提案する。

4．評価モデルを利用した場合の減損処理について(Q 3 A (1))

市場価格のない種類株式のうち、評価モデルを利用して実質価額を算定したものを減損処理するに当たっては、実質価額が 50%程度以上低下した場合は「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第 92 項の市場価格のない株式の減損処理の方法を原則としながらも、50%程度未満の低下の場合には同第 91 項の市場価格のある株式の減損処理に準じて処理を行うべきこととされている。しかし、結局は市場価格のある株式と同様の取扱いがされるため、(1)のなお書き及びまた書きを、次のように修正することを提案する。

「なお、このように評価モデルを利用して算定された価額が、取得原価に比べて著しく低下した場合には、市場価格のある株式に準じてその減損処理を行うものとする(金融商品実務指針第 91 項)。」

5．1 株当たり純資産額の算定について(Q 3 A (2)①)

純資産額の算定方法について「金融商品会計に関する Q & A」(以下「金融商品 Q & A」という。)Q33 及び Q34 を準用しているが、これらは市場価格のない株式の減損処理に際しての、回復可能性の判定を取り扱ったものであるため、削除すべきと思われる。

6．減損処理すべき場合の判定について(Q 3 A (2))

- (1) 市場価格のない株式について減損処理すべき場合として、(7)財政状態が悪化した場合(金融商品実務指針第 92 項)のほか、(イ)超過収益力等が減少した場合(金融商品 Q & A Q33)があるが、Q 3 の A (2)のなお書きでは(7)の場合しか引用していないので、(イ)の場合の取扱いについても明記すべきである。

(2) なお書きに続くまた書きは、(ア)及び (イ)の原因がない場合でも、(ウ)関連性を有する普通株式の市場価格が著しく下落した場合には減損処理の要件として追加する趣旨であるように解釈できる。もし、市場価格のある普通株式に係る減損処理において、時価の 30%以上 50%未満の範囲の下落に対し、時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準を設けている場合には、市場価格のない種類株式についても、実質価額が著しく下落したかどうかを同様の基準で判定することを求めているのであれば、そのように明記すべきである。

7. 市場価格のない種類株式の純資産額及び実質価額について(Q 4 A)

Q 4 の A によると、発行会社の純資産額及び市場価格のない株式の実質価額の算定は、あらかじめ債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式に係る純資産額を控除して行うこととされているが、その控除すべき金額の算定方法を明確に示すべきである。

8. いわゆるトラッキング・ストックの減損処理について

トラッキング・ストックは、会社が営む特定の事業(事業部門・完全子会社等)の業績にのみ価値が連動するよう設計された株式であり、利益の配当や残余財産の分配において特に優先権を有しているわけではないので、対象となっている特定の事業の純資産額を基礎として普通株式に準じて減損処理を行うことを明記すべきである。

9. 投資損失引当金の計上について

子会社又は関連会社並びに特定のプロジェクトのために設立された会社等の普通株式について、市場価格又は実質価額が著しく下落していないがある程度下落している場合、又は著しく下落したものの回復可能性があるかと判定して減損処理を行わなかった場合に、監査委員会報告第 71 号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」に基づき、投資損失引当金の計上が認められているが、種類株式についても同様に認められることを明記すべきである。

以 上